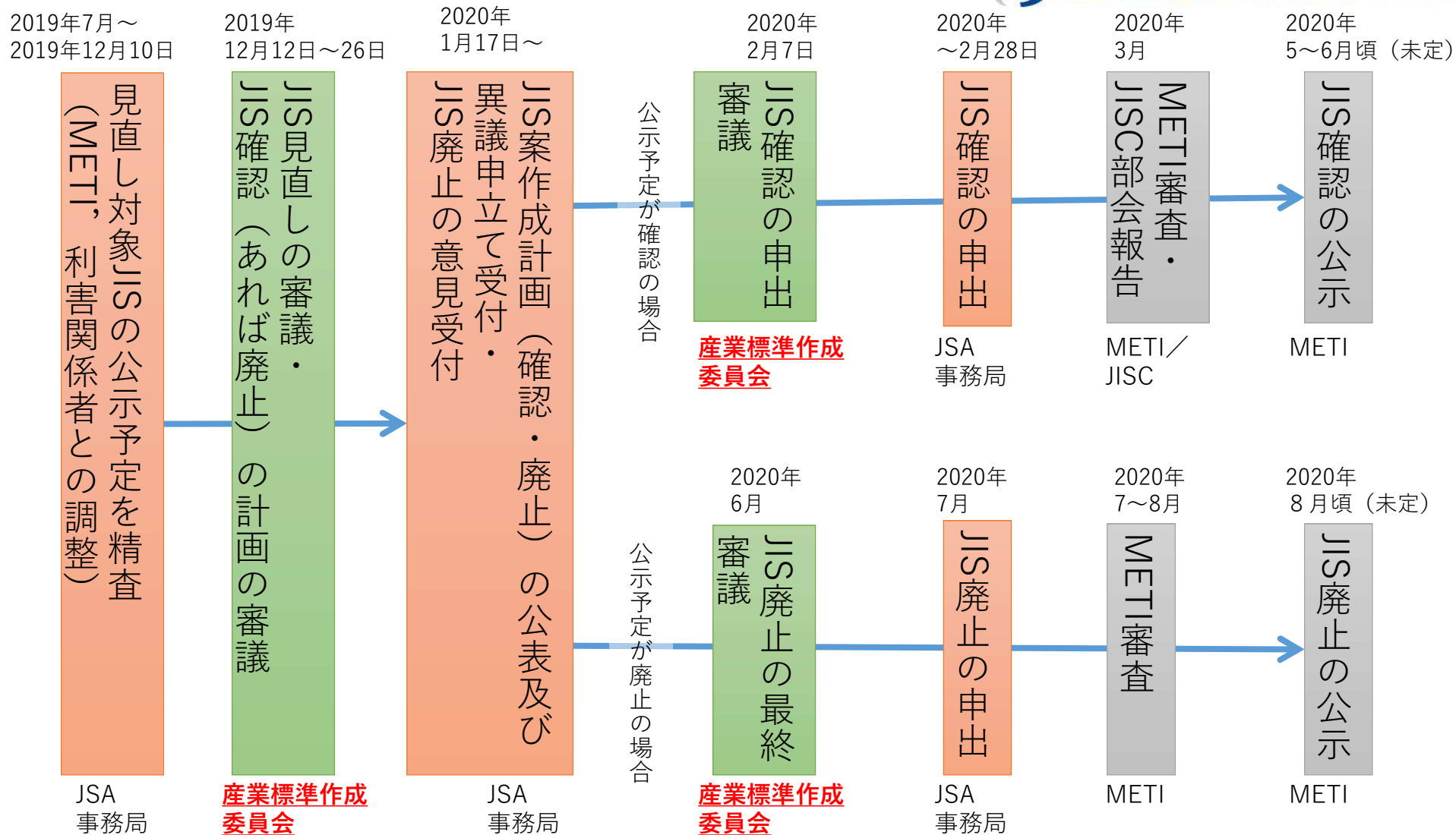


3. JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



【大まかな流れ】

- ①12月中にJIS見直しの審議(見直し対象JISの改正・確認・廃止の判断)とそれに関するJIS確認・廃止の計画の審議
- ②計画承認後、利害関係者への公表、異議申立て等の受付
- ③2月6日以降にJIS確認の最終審議し、経済産業省(METI)へJIS確認を申出。

(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。
2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSAが素案作成団体に事実確認を行います。JSA内部にて、産業標準作成責任者の了承を得た後、産業標準作成委員会にお諮りします。
3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。

(3) 確認（あれば廃止）の計画の審議について

目的： JIS見直しの審議によって、「確認」又は「廃止」の方針を決定したJISについて、その計画案を利害関係者に公表してよいかどうかを決定します。

1. JIS見直し案で「確認」としたものについて、JSAがJIS確認の計画案を作成し、産業標準作成委員会にお諮りします。
2. JIS見直し案で「廃止」としたものがあれば、JSAがJIS廃止の計画案を作成し、産業標準作成委員会にお諮りします。
3. JIS見直しの審議と合わせて、産業標準作成委員会でJIS確認の計画案（あれば、廃止の審議計画案も）をご審議いただきます。
4. 産業標準作成委員会で承認されたJIS確認の計画案（あれば、廃止の審議計画案も）は、利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のために、日本規格協会ホームページに掲載します。

(4) 確認の申出に係る審議について

目的： JIS確認の計画を公表し、利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. JIS確認の計画の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～JIS確認の計画の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。